

生徒心得

生徒心得の目的

生徒各人が安心・安全かつ有意義な学校生活を送るためにこの心得を定める。自ら規律を遵守し、自主的な学習によって教養識見の向上を目指しつつ、また社会生活を送る上で必要な人権尊重の姿勢と場合に相応の判断・行動する能力とを涵養することを目的とする。

Ⅰ 校内生活

- 1 朝は 8 時 40 分までに自席に着席しておく。
- 2 学校が公共の場であり、学習の場であることを踏まえ、自らでふさわしい行動を心がける。
- 3 常に校内の美化に努める。
- 4 登校後、終業時刻までは無断で校外に出ない。やむを得ない場合には、教員の許可を受ける。
- 5 完全下校時刻を 20 時とする。

2 服装・頭髪

- 1 安心安全に、学ぶ者として相応しい清潔感のある、他人に不快感を与えない身だしなみで学校生活をおくれるように、時季・TPO に応じた制服と着こなしを考え着用する。

- 2 通学には、必ず制服を着用する。

3 服装

(1) 制服

	高 3	高 1・高 2
(ア)	気温や体調を考慮し、1 年間を通じて冬服・合服・夏服を自分で選んで着用することができる。	気温や体調を考慮し、1 年間を通じて Winter Style・Summer Style を自分で選んで着用することができる。
(イ)	ブラウスやスカートは決められた組み合わせのみとする。	ブラウス、スカート、スラックス、リボン、ネクタイはオプションを含め、自由に組み合わせて着用することができる。
(ウ)	式典の際には、時季に応じた指定された正装を着用する。	
	[正装] 白ブラウス・白靴下またはタイツ、ベスト、ブレザー着用を基本とする。	[正装] 標準服、白ブラウス、白靴下またはタイツ、ブレザー着用を基本とする。
(エ)	制服を着用した上で、既製品の「ベスト・セーター・カーディガン・プルパーカー・プルジップパーカー」を着用することができる。ただし、色は「黒・紺・茶・白・グレー・ベージュ」で無地のものとする。(ワンポイントやラインは不可)	
(オ)	靴下は白・黒・紺の無地のものとし、長さは足首が隠れ、膝が見える長さとする。本校推奨の靴下(白または紺、N マーク入り)を着用してもよい。ただし、ルーズソックスなどは不可とする。	
(カ)	スカート丈は膝の中心程度とする。	
(キ)	制服は許可なく補正してはならない。補正が必要な場合は、学年の係に申し出ること。	

(2) 鞆

本校指定のものを使用する。指定補助バッグや弁当袋と併用してもよい。

(3) 靴

(ア) 通学靴は、通学やその他校外での活動で、安全に配慮した以下の靴とする。

黒・茶のローファー（金具・タッセル等の装飾がなく、かかとの高さが2.5 cm以内のもの。エナメル素材は不可とする） または スニーカー（ひもつきの運動靴。色は白・黒・紺・茶を基調とした華美でないもの。形はローカットとし、ミドルカットやハイカットは不可とする）

(イ) 学年カラーの上靴を使用する。

(4) 屋外での防寒着

(ア) 屋外での防寒着(コートなど)は、特に制限は設けない。ただし、室内では着用しない。

(イ) 防寒着はブレザーの上から着用する。

(ウ) 自転車通学者は、運転に支障がないような長さのものを着用し、十分安全に配慮する。

(エ) マフラーやネックウォーマーは華美でなく、制服に合う着こなしをする。

(オ) タイツは、黒のみとする。

(5) 異装

やむを得ず異装する場合には、事前に学校へ異装願を届け出て許可を受ける。

4 頭髪

学習や運動などの活動に適した清潔感のある髪型にする。

(1) パーマ・ヘアマニキュア・脱色・染色などで加工しない。

(2) 前髪は目にかからないようにする。かかる場合は、ヘアピンでとめる。

(3) 横髪や後ろ髪が肩のラインを超える場合にはヘアゴムで結ぶ。

(4) 体育や調理実習などの時間は、担当者が指導した安全面や衛生面に配慮した髪型にする。

5 その他

(1) アクセサリー、シュシュ、つけ毛、つけまつ毛、カラーコンタクト等の装飾品は着用しない。

(2) 化粧やマニキュアはしない。眉は描いたり染めたりしない。

3 校外生活

1 常に本校生徒としての自覚と誇りを保つように心がける。

2 制服着用時はこの心得を適用する。

3 不必要な夜間の外出は禁止する。やむを得ない場合には、保護者同伴とすること。

4 未成年および高校生の立ち入りが禁止されている場所への出入りはしない。

5 テレビ・モデル事務所・コンテスト等に応募や参加・出演を希望する場合には、前もって申請し、学校の許可を得る。

6 男女交際は節度を持ち、常に品位を保った行動をとるようにする。

7 アルバイトは禁止する。やむを得ない事情がある場合は、保護者の同意の上、届け出をして学校長の許可を受ける。

4 風紀

校内の規律を乱す行為や公序良俗に反する行為をしない。もし行った場合には、校長及び教員は、生徒の反省を促し、問題行動の再発を防止するために、生徒に懲戒を加えることができる。懲戒は訓告、停学、及び退学がある。

5 所持品

- 1 不必要なものは持参しない。
- 2 定期券購入などで高額な現金等を持参した時は、必要に応じて教員に預ける。
- 3 金銭、物品の貸借はしない。
- 4 財布・貴重品等は必ず身につけておく。
- 5 金銭や物品を紛失・拾得したときは、直ちに学級担任や担当教員に届け出る。

6 交通安全

- 1 交通ルール並びに交通マナーに従って、事故防止に細心の注意を払う。
- 2 公共交通機関を利用する際には、乗車マナーに従って、他人に迷惑をかけないようにする。
- 3 自転車通学希望者は、自転車通学許可申請書を提出して、担当教員の許可および自転車の点検をうけてから利用する。また、以下の項目を守る。
 - (1) 道路交通法に従って、安全に通学する。なお、通学途中の事故は必ず警察や消防署に連絡をし、その後、自宅・学校にも連絡する。
 - (2) 許可を受けた自転車はステッカーが見える部分(後輪のドロよけなど)に貼り付ける。
 - (3) 学校では、指定された場所に置いて2ヶ所施錠する。
 - (4) 学校の定めた講習会には必ず出席する。
- 4 特定小型原動機付自転車や特例特定小型原動機付自転車など(いわゆる電動キックボード)で登校してはいけない。
- 5 普通自動車運転免許は、進路が決定した3年生に限り、1月以降、保護者の同意の上、届け出をして学校長の許可があれば自動車学校への通学を許可する。なお、免許証の交付は、卒業式以降とする。
- 6 原付・自動二輪の免許については、在学中に取得することを禁止する。

7 その他

- 1 校内(敷地内を含む)に携帯電話を持ち込む場合は、電源を切って鞆の中に入れ、使用しないこと。
- 2 自宅学習のときは、学校での授業時間と同様に自宅で学習を行い、外出は慎む。
- 3 身分証明書は、校内・校外問わず携帯する。
- 4 保護者に送迎をしてもらう場合は、近隣の方の迷惑にならないようにすること。特に、学校周辺の商業施設の駐車場での乗降は慎むこと。
- 5 生徒が校内において政治活動または選挙運動等を行うことを禁止する。また、校外においても制服を着用しての活動は禁止する。放課後や休日等に活動する場合は、保護者や家庭の理解の下、公職選挙法に反しないように十分配慮し活動すること。